

日時・場所	令和2年9月28日(月)8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、川尻政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- ・議会の定例会が先週閉会した。部局長の皆さん、お疲れ様でした。
- ・日常の仕事の中で法律や条例等の解釈をするが、単に条文を表面的に読むのではなく、制度の背景や流れを読み込む「法令解釈力」をもう一段身に付けてもらいたい。平板に法令を読んで、そのまま適用していると、本来の趣旨に沿わず、反対に歪んでしまう可能性がある。もう一つは「法令制定力」を身に付けてもらいたい。単に作られたものを解釈するのは当たり前だが、野洲市ではいくつか独自の条例を作って、自ら制度を作っている。これもある程度は充実してきているが、つい受け身の解釈になってしまうので、もう一段高めてもらいたい。
- ・できることは当然やらないといけないが、それだけをやっていれば良い訳ではなく、やらないといけないことに取り組まないといけない。つついできることに溺れてしまい、できることを必要以上にやってしまう“易きに流れる”事例が野洲市だけでなく、他の自治体でも見受けられる。これについても改めて気を付けて、やらないといけないことにチャレンジする姿勢で取り組んでもらいたい。

2. 議題

① 国土利用計画(野洲市計画)の今後の方針について

本市の国土利用計画は令和2年度が計画期間の最終年度となっているため、今後の方針について現状を整理し評価を行った結果、役割や実効性等について課題があることから、現行の国土利用計画で定める土地利用に関する構想や方針、基本施策については、令和3年度から運用する第2次総合計画に一本化し、国土利用計画は策定しないこととする。

→国土利用計画を根拠とした事業は何も行っていないのか。

→直接的・具体的な事業は行っていない。

→「総合計画との類似事項を定めている」とあるが、総合計画は任意計画から条例で担保された計画となっており、「その内容は総合計画で所掌できている」と説明すべきではないか。

また、「国土利用計画に基づく事業は実施していない」とあるが、今後も実施予定がないことも言うておかないと、将来また計画を作る必要がないのか疑念を持たれるのではないか。

→指摘の点について修正する。

3. その他伝達事項

- 10月1日(木)9時30分から、議会改革推進特別委員会が開催される。協議内容は野洲市議会基本条例の検証等についてである。(議会事務局)

4. 次回部長会議の予定

10月5日(月)8時45分～ 庁議室